

特例を受けるための Step

Step 1
事前相談

電話(又はメール)にて事前にご相談ください

Step 2
作成支援

特例の対象となる措置実施計画の申請書作成支援を行います

※県及び国への申請から、認定及び確認を受けるまでに2ヵ月以上要しますのでお早めにご相談ください。

Step 3
認定申請

県知事の認定を受けましょう

※当相談窓口HPのトップページまたは各制度ページの電子申請ボタンから申請を進めてください。(申請初回のみ新規アカウント登録が必要です。)

Step 4
確認申請

主務大臣の確認を受けましょう
(経金特区は主務大臣の確認は不要です)

※知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等の申請を行います。

Step 5
措置実施

措置実施計画に基づき設備投資を実施!

Step 6
申告

税務申告

(注意) 申告期限内に申告すること。

※申告期限については各関係機関にお問合せください。

※注意事項

- ①当制度の税制上の特例措置を受けるためには、対象資産の取得等の前に、措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認が必要になります。
- ②離島地域(旅館業)は、特別償却・課税免除等の前に、沖縄県知事の事前確認を受ける必要があります。
- ③認定及び確認を受けても、税制上の特例措置が受けられない場合があります。要件等について、各関係行政機関に事前に問い合わせてください。

ご不明な点があれば、ご遠慮なく下記窓口へご相談ください



沖縄特区・地域税制等活用促進事業
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階

TEL: 098-894-6377 E-Mail: okitoku@okinawa-ric.or.jp

URL <https://www.zei-tokku.okinawa/>

営業時間/8:30~17:15(土日、祝日を除く) ※来社ご希望の場合は、事前にご連絡ください。

※Zoomでのオンライン相談も隨時受付中



2601

＼沖縄県で設備投資するなら／

税の特例制度



税の特例制度って?

- ✓ 沖縄県内で設備投資等を行う際に活用できる6つの制度があります。
- ✓ 各制度の要件を満たしていれば、税の特例を受けられます。
- ✓ 県内・県外の事業者を問わず活用できます。



沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 TEL: 098-894-6377

沖縄の特区・地域制度の概要(沖縄振興特別措置法において規定された制度で、設備投資に係る税の特例制度や融資制度があります。)

注1：下記の内容は「沖縄の特区・地域制度の概要」を記述しています。詳細については各制度の手引きをご参照ください。注2：各特区・地域によって、税制以外の特例制度（中小企業信用保険法等の特例や融資制度）を受けられる場合があります。各制度の手引きをご参照ください。